

私は、下記「**スタートアップ挑戦支援事業の相談利用について【重要】**」を確認のうえ、申し込みます。

スタートアップ挑戦支援事業の相談利用について【重要】

・本事業を利用するに当たって、下記の事項についてご誓約くださいますよう、お願いいたします。

留意事項

- ・相談は、1時間程度の相談対応とします。
- ・相談内容によっては、事業計画や財務内容、株主構成等を確認させていただく場合があります。
- ・担当の中小企業アドバイザーが、機構に登録している他の中小企業アドバイザーと協同し対応する場合があります。貴社の情報について、後述「個人情報の保護及び守秘義務の厳守について」に定めるとおり適切に取り扱います。
- ・相談による情報提供に関して、利用企業に損害が生じて、機構はその責任を一切負わないものとします。
- ・アドバイザーは情報提供の内容に関して、故意又は重大な過失がある場合を除いて、利用企業に損害が生じてその責任を一切負わないものとします。

アンケートのご協力について

・相談終了後、「支援実施確認兼アンケート」（終了時にお渡しいたします。）をご記入、ご提出ください。

確約事項

・当社及び自らの役員、株主等は、以下に記載の反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思がないことを確約します。

反社会的勢力ではないことの表明及び確約事項

- (1) 中小機構反社会的勢力対応規程（規程22第37号）第2条（*）に規定する反社会的勢力に該当しないこと。
*（リンク） <https://www.smri.go.jp/org/policy/index.html>
 - (2) 自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 1. 暴力的な要求行為
 2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて機構の信用を棄損し、または機構の業務を妨害する行為
 5. その他の前各号に準ずる行為
 - (3) 上記（1）のいずれかに該当し、もしくは（2）のいずれかに該当する行為をしたことが判明した場合には、支援を中止されても異議申し立てを行いません。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営むものでないことを確約します。ただし、旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する許可を受け旅館業を営むもの(風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営むものを除く。)を除く。
- ・その他公序良俗に反する行為、法令不遵守に該当しないことを確約します。

個人情報の保護及び守秘義務の厳守について

ご提供いただきました個人情報は、機構のプライバシーポリシーに則り、適切な管理を行い、機構が行う中小・ベンチャー企業の支援に関する業務に限って使用します。法令に基づく開示請求があった場合、本人の同意があった場合、その他特別の理由のある場合を除き、第三者には提供いたしません。

機構の個人情報保護の取り組みについての詳細は右記URLをご参照下さい。 <https://www.smri.go.jp/org/privacy/>
また、企業情報については機構として守秘義務が課せられています。これらのことから、一度ご提出いただいた申込書はご返却できかねますので、ご了承ください。